生活協同組合 コープさっぽろ 理事長 大見英明様

社団法人 北海道消費者協会 会 長 橋 本 智 子

生活協同組合コープさっぽろの景品表示法違反に対する申し入れ

貴生活協同組合は平成15年から今年2月までの約9年の長期にわたって、パンやシリアル食品、冷凍食品のセール時に一部の商品の割引率を実際より高く見せ、有利誤認を与える販売を行っていました。

この違法な販売が札幌本部の指示で、道内107店舗の226種類の商品にわたって組織的に行なわれていたとして、平成24年3月5日に北海道から景品表示法第7条の規定に基づく指示を受けました。

この行為は、生活者の利益を擁護する立場にある生協の理念に大きく背反するものであり、生活者に対する裏切り行為で許されるものではありません。

この度の行為は法律認識以前の作為的なもので、倫理の欠落としか云えません。

当協会としては、この度の行為に抗議するとともに、下記の事項について強く申し入れます。

記

- ・ コープ札幌本部役職員に生活者の利益を守る生協理念の徹底を図ること。
- ・ コープ札幌本部役職員の法令遵守の徹底を図ること。
- ・ この度のような違法行為を二度と起こさないために、組織に監視機能をもたすなど、違法行為の再発を防止する必要な措置を講ずること。